

様式第6号(第6条第1項, 第18条の2, 第20条関係)

母子・父子・寡婦福祉資金借用書

貸付番号 第 号

資 金 の 種 類	資 金	借 用 金 額	総 額	金 円
			月 額	金 円
利 子	年3パーセント, 無利子	償 還 期 間		
貸 付 期 間		償 還 方 法		

上記のとおり借用いたします。

については, 母子及び父子並びに寡婦福祉法及びこれに基づく命令等の定めるところに誠実に従い相違なく償還いたします。

年 月 日

借 受 者 住 所

氏 名

㊞

電話番号

保 証 人 住 所

氏 名

㊞

連 帯 借 主 住 所

氏 名

㊞

法定代理人 住 所

氏 名

㊞

電話番号

茨城県知事 殿

備考

- 1 連帯借主の住所及び氏名は, 児童又は20歳以上の子の修学資金, 修業資金, 就職支度資金及び就学支度資金を借り受ける場合に記入すること。
- 2 法定代理人の住所及び氏名は, 借受者が児童である場合に記入すること。

(裏)

この納入通知書で納付できる場所等は以下に記載のとおりです。

○ 金融機関の窓口

(1) 茨城県指定金融機関

常陽銀行の全国の本店・支店

(2) 茨城県収納代理金融機関

① 全国の本店・支店で納付できる収納代理金融機関(県内本店)

筑波銀行、水戸信用金庫及び結城信用金庫

② 全国の本店・支店で納付できる収納代理金融機関(県外本店)

みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東邦銀行、足利銀行、武蔵野銀行、千葉銀行、福島銀行、栃木銀行、東日本銀行、烏山信用金庫、銚子信用金庫、佐原信用金庫、商工組合中央金庫、横浜中央信用組合及び中央労働金庫

③ 茨城県内の本店・支店で納付できる収納代理金融機関

茨城県信用組合、茨城県信用漁業協同組合連合会、茨城県信用農業協同組合連合会及び農業協同組合

④ 茨城県内の支店で納付できる収納代理金融機関

ハナ信用組合

○ 上記のほか、この納入通知書に記載してある 課(公所)でも納付することができます。

この用紙は機械処理を行いますので
汚したり、折り曲げたりしないでく
ださい。

督促状

平成●年●月●日

借受人 ●●●● 殿
連帯保証人 ●●●● 殿

江戸川区長 多 田 正 見

〒101-0052

東京都千代田区神田小川町2丁目1番13号
中村ビル5階

マイスタット法律事務所

上記代理人 弁護士 須 田 徹

当職は、江戸川区を代理して、貴殿らに対し、次のとおり通知致します。
記

1. 貸金返還請求

●●●●殿を借受人、●●●●殿を連帯保証人として実行した平成●年●月●日付江戸川区生活一時資金貸付(管理番号●●●●、貸付金額金●円)は、遺憾ながら、金●円が未納となっています。その内訳は次のとおりです。

元 本	金●円
利 息	金●円
延 滞 金	金●円 (但し、平成20年9月1日現在)
合 計	金●円

については、平成●年●月●日までに、上記元本と利息の合計金●円を同封の納付書によりお支払い戴きますよう請求致します。

なお、延滞金については元本完済後に請求させて戴きます。

※ 利息は残元本に対して貸付日の翌日から最終納期限まで年1.5%の割合で賦課するものです。

※ 延滞金は残元本に対して最終納期限の翌日から完済まで年7.3%の割合で賦課するものです。平成●年●月●日現在で既に延滞金が金●円となっています。

2. 納付相談

何らかの事情により前記期日までにお支払ができない場合には、「納付相談会」にお越し願います。当職(ないしは江戸川区から委任された別の弁護士)が、個別に面談をさせて戴き、貴殿らの経済状況等をうかがったうえ、無理

のない返済計画等を策定すべく協議させて戴く用意がございます。

「納付相談会」の詳細については別紙「納付相談会のご案内」をご覧ください。

3. 訴訟提起の予告

万一、前記期日を過ぎても、お支払い戴けず、かつ、納付相談の申し入れもない場合には、自発的なお支払いの意思がないものとみなし、裁判所に貴殿らを被告とする貸金返還請求訴訟を提起することとなりますので、あらかじめご承知おき下さい。

既にご入金済みで、本書面が行き違いとなりました場合は、ご容赦下さいますようお願い申し上げます。

敬具

督促状

(期限の利益喪失予告)

平成●年●月●日

借受人 ●●●● 殿
連帯保証人 ●●●● 殿

江戸川区長 多 田 正 見

〒101-0052
東京都千代田区神田小川町2丁目1番13号
中村ビル5階
マイスタット法律事務所
上記代理人 弁護士 須 田 徹

当職は、江戸川区を代理して、貴殿らに対し、次のとおり通知致します。

記

1. 貸金返還請求

●●●●殿を借受人、●●●●殿を連帯保証人として実行した平成●年●月●日付江戸川区生活一時資金貸付（管理番号●●●、貸付金額金●円）は、遺憾ながら、金●円が未納となっています。その内訳は次のとおりです。

元	本	金●円
利	息	金●円
合	計	金●円

については、平成●年●月●日までに、上記元本と利息の合計金●円を同封の納付書によりお支払い戴きますよう請求致します。

※ 利息は残元本に対して貸付日の翌日から最終納期限まで年1.5%の割合で賦課するものです。

※ 納付書の金額欄は記入済です。最寄りの金融機関にて、お振込の方法によりお支払い下さい。

2. 納付相談

何らかの事情により前記期日までにお支払ができない場合には、「納付相談会」にお越し願います。当職（ないしは江戸川区から委任された別の弁護士）

が、個別に面談をさせて戴き、貴殿らの経済状況等をうかがったうえ、無理のない返済計画等を策定すべく協議させて戴く用意がございます。「納付相談会」の詳細については別紙「納付相談会のご案内」をご覧ください。

3. 期限の利益の喪失予告・訴訟提起の予告

万一、前記期日を過ぎても、お支払い戴けず、かつ、納付相談の申し入れもない場合には、自発的なお支払いの意思がないものとみなし、期限の利益を喪失させ、残債務全額について貴殿らを被告とする貸金返還請求訴訟を裁判所に提起することとなりますので、あらかじめご承知おき下さい。

※ 江戸川区と貴殿らとの貸付契約は分割払いの約定になっています。したがって、貸主である江戸川区は分割された各償還金の支払期日が到来しないと貴殿らに対し各回の償還金を請求できません。このように、期限が到来しないことによって債務者が受ける利益を「期限の利益」といいます。今回のご請求は、支払期日が到来している償還金についてのものです。しかし、上記貸付契約では、貴殿らにおいて、償還金の支払いを6ヶ月以上怠ったときは、江戸川区は、貴殿らに対し、期限の利益を喪失させることができることになっています。その場合、江戸川区は、貴殿らに対し、残元本（期限未到来の償還金を含む。）、利息のほかに、残元本に対する期限の利益を喪失した日の翌日から完済まで、年7.3%の割合による延滞金を併せて請求することとなります。

既にご入金済みで、本書面が行き違いとなりました場合は、ご容赦下さいますようお願い申し上げます。

以上

<同封書類>

- ・ 納付相談のご案内
- ・ 面談カード（生活一時資金貸付金）
- ・ 面談カードについて

面談カード(応急小口資金貸付金)

受付No. _____

(相談者記入欄)

面談	平成 年 月 日	生年月日	大正・昭和 年 月 日					
ふりがな								
相談者 (借入のある方)	男・女 職業 (才) 勤務先名							
現住所	〒□□□-□□□□	TEL						
		携帯電話						
勤務先	〒□□□-□□□□	TEL						
収入	月額(手取り) 円							
生活保護	☐ 受けていない ☐ 受けている(生活扶助、教育扶助、医療扶助、住宅扶助)							
資産	土地の有・無 建物の有・無 家賃を除く毎月の生活費 円							
	家賃 円 預金 円 毎月の返済額 円							
	クレジットで購入した物品を所持していますか 有・無							
	自動車を所有していますか 有・無							
	生命保険に加入していますか 有・無							
家族構成	氏名	続柄	年令	同居の有無	職業	収入		
						月収	賞与	年収合計
				同居・別居				
				同居・別居				
				同居・別居				
				同居・別居				
債務の概要(合計金額 約 万円) <下記に内訳をご記入ください>								
消費者金融からの借金 件 約 円								
クレジット・銀行ローンからの借金 件 約 円								
商工ローンなど事業上の借金 件 約 円								
短期・高利業者からの借金 件 約 円								
勤務先・知人等の借金 件 約 円								
現在一番困っていること・特に希望することを記入下さい								
過去の債務整理について ☐ 弁護士・司法書士に依頼したことがある(相談場所) 該当をチェック下さい ☐ 破産をしたことがある ☐ 現在任意整理中								

平成20年9月23日

面談結果報告書

〒101-0052 千代田区神田小川町2-1-13

中村ビル5階

TEL 03-5283-2455 FAX 03-5281-0735

弁護士 須 田 徹

面談日時 平成20年9月23日午前10時

面談場所 マイスタット法律事務所

面談者 T. K

当職がT. Kと面談し、同人から聞いた話の内容は次のとおりである。

記

1 借入の経緯

当時、勤務していた運送会社がフェリー埠頭の方に移転することになったことから、東葛西の方に引っ越すことにしていた。本件借入はそのために行ったが、上記会社が倒産してしまい、結局、引越はしなかった。給料の未払いがあったため借入金は生活費に費消してしまった。

なお、保証人は勤務先の同僚である。

2 その後の経過

その後、現在の会社で稼働することになった。最初は給料制であったが、しばらくして歩合制に変わった。最低保障として月20万円が給料として支給されるが、その他に歩合給が支給される。しかし、トラックの購入代金（会社から購入する形をとる。）を分割して支払わなければならない、軽油代、高速代、修理代等も全て自己負担となる。売上次第では月に数万円しか手元に残らないこともある。そのため生活費が足りなくなり、会社からの借入やサラ金等からの借入で凌ぐこともしばしばであった。そうした状況が続いたため、借金が嵩み、平成19年7

月、破産宣告を申し立て、同年9月、免責決定を得た。なお、引越予定先に督促状を送っていたのか、当初の2年くらいの間、督促等もなかったとのこと。

平成19年11月、葛西事務所に電話を入れ、自己破産したが、保証人に迷惑をかけたくない自分で支払うと申し入れしたところ、係の女性は払えるような状況になったら支払って下さいとのことであった。その後、2万円の納付書25枚が送られてきたが、支払いをしないまま今日に至ってしまった。

3 現在の生活状況

家族は子ども3人、長女（18歳）は家事をやってくれている。長男（17歳）は夜間高校に通っている。次女（15歳）は中学生。妻とは離婚している。

収入は手取りで平均月30万円程度。現在も歩合制で働いている。月20万円の給料は毎月15日に支払われ、歩合給は月末に支払われる。基本的に休みはない。土曜も日曜も働いている。家で寝るよりも車の中で寝ることの方が多い。最近の軽油代の高騰は本当にきつい。

家賃は共益費込みで月13万3000円。食費等の経常的な生活費は月7万円程度であるが、面談者は長距離トラックの運転手をしており、外食費等が月5万円程度かかる。その他に子どもの学費、小遣い等がかかり、生活は楽ではない。現在、本件以外の借金はない。

4 面談者の意向

保証人には迷惑をかけたくない自分で支払う。月1万5000円くらいなら何とか支払っていけると思う。早く完済したいので、余裕があれば2ヶ月分をまとめて払うこともあるかも知れない。

5 当職の意見

本件は免責債権となっているが、面談者に支払いの意思があり、かつ、現在の生活状況からすれば、月1万5000円程度の弁済は可能と考えられるので、月1万5000円づつの分納とするのが相当と考える。

(あて先) 江戸川区長

同 意 書

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印

私は、江戸川区生活一時資金貸付金の返還を怠ったときに限り、貴区が保有する私に関する下記の情報につき、当該貸付金の回収に必要な範囲内において利用すること及び貴区と連携して事業を行う弁護士に提供することに同意します。

記

- 1 地方税の賦課徴収に関する情報及び賦課徴収に関して貴区が保有する情報
- 2 貴区の債権に関して貴区が保有する情報及び貴区の債権の管理回収に関して貴区が保有する情報

以上

合 意 書

文京区（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、文京区〇〇×丁目××番×号所在の区民住宅「〇〇ヒルズ」××号室にかかる乙の滞納使用料等（以下「本件債務」という。）の支払いに関し、以下のとおり合意した。

第1条 乙は、甲に対し、本件債務として、下記合計505万0642円の支払義務を負っていることを認める。

- (1) 滞納使用料等 465万9642円（平成18年9月分から同21年12月分までの使用料等のうち、滞納使用料445万5642円、滞納共益費20万4000円）
- (2) 損害賠償金 39万1000円（平成22年1月分及び同年2月分の使用料等相当額／1か月につき19万5500円）

第2条 乙は、甲に対し、本件債務を次のとおり分割して支払う。

- (1) 平成24年4月から同27年2月まで、毎月末日限り、金4万円宛（35回払い）
- (2) 平成27年3月末日限り、365万0642円

第3条 乙が期限の利益を喪失することなく前条（1）記載の分割金を完済したときは、乙は、甲に対し、同条（2）記載の金員の支払方法について協議を申し入れることができ、甲は、これに応ずるものとする。

第4条 乙が住所・居所を変更したときは、乙は変更後の住所・居所を甲にすみやかに届け出るものとする。乙がその届出を怠ったときは、甲が届出済みの住所・居所に送付した本件債務に関する書類は、通常到達すべきときに到達したものとみなす。

第5条 甲が本件債務の保全上必要と認めるときは、乙の資産・負債の状況、収入・支出の状況、生活状況等について、乙に質問することができ、乙はそれに答える義務を負う。また、甲は本件債務の保全上必要と認める書類の提出を乙に求めることができ、乙はこれに応ずる義務を負う。

第6条 乙に次のいずれかに該当する事由が生じたときは、乙は、当然に期限の利益を失い、甲に対し、残債務を直ちに一括して支払う。

- (1) 第2条による分割金の支払いを怠り、その額が2回分以上に達したとき。
- (2) 前条に定める義務を履行しないとき。

本合意の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名捺印のうえ、各1通を保管するものとする。

平成24年3月2日

(甲) 東京都文京区春日一丁目16番21号
文京区
区 長 成 澤 廣 修

東京都千代田区神田小川町二丁目1番13号 中村ビル5階
マイスタット法律事務所
甲代理人 弁護士 須 田 徹

(乙) (住所)

(氏名)

㊟

平成28年 月 日

荒川区
区長 西川 太一郎 殿

住 所

氏 名

分割納付（履行延期）許可申請書

- 1 私は、荒川区に対し、同区の平成21年〇月11日付け返還決定（21荒福保第〇〇〇〇号）に基づく次のとおりの債務（以下「本件債務」という。）を負担していることを認めます。
 - （1）元本（保護費返還金残金） 489万5979円（平成27年3月23日現在）
 - （2）延滞金 荒川区使用料等に係る督促、滞納処分等に関する条例3条（下記条文参照）に定めるところにより前記（1）に加算される金員
- 2 私は、本件債務を一括して支払うことができないため、次のとおり分割納付（履行延期）の許可をして戴きますよう申請します。なお、分割納付（履行延期）の許可を受けた後の残元本につき、年14.6パーセントの延納利息、延滞金を付すことについては異議ありません。
 - （1）前記1、（1）記載の元本について
次のとおり分割して支払うものとします。
 - ① 平成27年4月から同30年3月まで、毎月末日限り、金2万円宛
 - ② 平成30年4月末日限り、金417万5979円
 - （2）分割納付（履行延期）の許可を受けた日までに付された前記1、（2）記載の延滞金及び同許可を受けた後の延納利息、延滞金について
前項（1）記載の元本完済後に一括して支払うものとします。
- 3 私は、分割納付（履行延期）の許可を受けるにあたり、下記事項を条件として付することに異議はありません。
 - （1）私が前記2、（1）記載の分割金の支払いを2回以上怠ったとき及び後記（3）の条件に違反したときは、私は当然に期限の利益を失うものとする。
 - （2）私が住所・居所を変更したときは、変更後の住所・居所を荒川区に速やかに届け出ること。私がその届出を怠ったときは、荒川区が届出済みの住所・居所に送付した本件債務に関する書類は通常到達すべきときに到達したものとみなすこと。
 - （3）荒川区が本件債務の保全上必要と認めるときは、私の資産・負債の状況、収入・

支出の状況、生活状況等について、私に質問することができ、私はそれに答える義務を負うこと。また、荒川区は本件債務の保全上必要と認める書類の提出を私に求めることができ、私はこれに応ずる義務を負うものとする。

<参考>

荒川区使用料等に係る督促、滞納処分等に関する条例

第3条 使用料等について前条の規定による督促をした場合においては、当該使用料等の金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その金額（1000円未満の端数があるとき、又はその全額が2000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（督促状に指定する期限までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。ただし、確定した延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

平成28年●月●日

東京都荒川区・・・・・・・・

○ ○ ○ ○ 殿

荒 川 区

区 長 西 川 太 一 郎

分割納付（履行延期）許可書

貴殿より平成27年 月 日付け書面にて申請のあった後記1記載の債務にかかる分割納付（履行延期）の許可申請につき、下記3の条件を付したうえ、下記2記載のと通りの分割納付（履行延期）を許可する。

記

1 債務の内容

平成21年○月11日付け返還決定（21荒福保第○○○○号）に基づく貴殿の当区に対する次のとおりの債務（以下「本件債務」という。）

- （1）元本（保護費返還金残金） 489万5979円（平成27年3月23日現在）
- （2）延滞金 荒川区使用料等に係る督促、滞納処分等に関する条例3条に定めるところにより、分割納付（履行延期）の許可を受けた日までに付されている金員

2 分割納付の内容

（1）前記1、（1）記載の元本について

次のとおり分割して支払うものとします。

- ① 平成27年4月から同30年3月まで、毎月末日限り、金2万円宛
- ② 平成30年4月末日限り、金417万5979円

（2）前記1、（2）記載の延滞金について

前記1、（1）記載の元本完済後に一括して支払うものとします。

（3）延納利息、延滞金について

分割納付の許可をした日の翌日から各履行期限までの日数に応じて延納利息を付するものとします。また、前記（1）の分割金の支払いを怠ったとき若しくは後記3、（1）により期限の利益を喪失したときは、履行期限の翌日若しくは期限の利益を失った日の翌日から支払済みまでの日数に応じて延滞金を付するものとします。

延納利息及び延滞金の利率は年14.6パーセントとします。

延納利息及び延滞金は、前記1、（1）記載の元本完済後に一括して支払うものとします。

3 許可条件

- (1) 貴殿が前記2、(1)記載の分割金の支払いを2回以上怠ったとき及び後記(3)の条件に違反したときは、貴殿は当然に期限の利益を失うものとします。
- (2) 貴殿が住所・居所を変更したときは、変更後の住所・居所を荒川区に速やかに届け出るものとします。貴殿がその届出を怠ったときは、当区が届出済みの住所・居所に送付した本件債務に関する書類は通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- (3) 当区が本件債務の保全上必要と認めるときは、貴殿の資産・負債の状況、収入・支出の状況、生活状況等について、貴殿に質問することができ、貴殿はそれに答える義務を負うものとします。また、当区は本件債務の保全上必要と認める書類の提出を貴殿に求めることができ、貴殿はこれに応ずる義務を負うものとします。

(不服申立の教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、荒川区長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、荒川区を被告として（訴訟において荒川区を代表する者は荒川区長となります。）、提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

分割納付誓約書

年 月 日

甲町長 様

住所

納税者 氏名

印

電話

()

私の滞納町税については、下記のとおり分割して納付することを誓約します。

なお、分割納付額を期限までに納付しないとき、国税等につき滞納処分が執行されたとき、その他の事情により貴職において徴収金の全額を徴収することができないと認めるときは、ただちに滞納処分を執行されても異議ありません。

[illegible]

※ 延滞金額(合計 円)は分割納付計画の期日に納付した場合の額
実際に納付した日時により変動します。

※ 本誓約書は民法第147条3の承認に該当するものである。

総 税 企 第 5 5 号

平成19年3月27日

各道府県税務主管部長

殿

東京都総務・主税局長

総務省自治税務局企画課長

地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について

地方税の徴収対策については、平成19年3月27日付け総税企第54号「地方税の徴収対策の一層の推進について」（総務省自治税務局長通知）で通知したところですが、各地方団体において徴収対策を講ずるに際し留意していただくべき事項及び先進的な取組事例について、下記のとおり取りまとめましたので、通知します。

今後、この通知内容に沿って、地方税の徴収対策を一層推進していただくよう、お願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨をご連絡願います。

記

1 徴収に関する業務にノウハウを有する民間事業者の活用

平成17年4月1日付け「地方税の徴収に係る合理化・効率化の推進に関する留意事項について」（総務省自治税務局企画課長通知）においても通知しているところであるが、徴収に関する業務にノウハウを有する民間事業者を活用することを通じ、徴収能力の向上や徴収事務の効率化を図ることは有用である。

既に同通知等において民間委託が可能な業務の例などを示しているところであるが、地方団体における近年の先進的な取組・検討事例を踏まえ、改めて以下のとおり代表的な事例について、その実施上留意すべき事項を含めて整理したので、参考としていただきたい。

(1) 滞納者に対する納税の懲通行為

納税者が納期限までに地方税を完納しない場合、法令の規定に基づき、地方団体の

(2) 広域連携等の強化

地方税は、課税権を行使した地方団体自らが住民と向き合い、その徴収にあたることが原則である。一方、滞納者の財産調査、差押、公売といった滞納処分については、専門的な知識や経験の蓄積を必要とすることから、特に小規模な団体ではノウハウの蓄積が困難なケースも少なくない。より効果的かつ高度な滞納処分等を実施するため、複数の市町村で滞納整理組合などを設立し、一定の滞納案件については組合において滞納処分等を実施する事例が増加している。また一部事務組合の設立に至らなくとも、広域的な連携を強化し、ノウハウや情報の共有を行うための協議会組織等を設立するケースもみられる。

このほか、個人住民税の徴取引継や職員の人事交流などを通じて、都道府県と市区町村間の連携の強化に取り組むことも重要である。都道府県と市区町村間の人事交流を行う際の工夫として、県職員を市職員に、市職員を県職員に、相互に併任発令することによって、県税・市税を通じて徴収対策に従事する形態を活用している地方団体もある。

3兆円の税源移譲により重要度を増す個人住民税の徴収対策や、不正軽油などの脱税防止対策など個別の課題への対応を含め、地方団体間の広域連携等による徴収体制の強化を図ることは極めて有用と考えられることから、地域の実情に応じ、その推進に努めることとしていただきたい。

(3) 地方団体内における各種公金の徴収の連携強化

地方団体が住民等から徴収する必要がある公金債権としては、地方税だけでなく、国民健康保険料、介護保険料、保育料など国税徴収法の例による自力執行権が付与されている債権のほか、公営住宅使用料、給食費、貸付金など多様な債権がある。いずれも滞納額や件数が増えるなど問題を抱える地方団体も少なくない。

これまではそれぞれの制度等を所管する部局において徴収対策に取り組まれてきたところであるが、より効率的かつ効果的な体制を整備する観点から、地方税以外の公金債権についても、一定の滞納整理を税務担当部局に移管、集約する事例が増えてきている。

地方団体の歳入を確実に確保する観点からも、地方団体内部では専門的な徴収ノウハウを有する税務担当部局の活用を図ることは有用と考えられるので、それぞれの債権に関する個人情報保護に十分かつ慎重な配慮を行いつつ、各地方団体の実情等に応じ、検討していただきたい。

なお、国民健康保険料については、地方税の滞納処分の例により処分することができる（国民健康保険法第79条の2及び地方自治法第231条の3③）ことから、国税徴収法第141条の規定が適用され、滞納者等に対し財産に関する必要な質問及び検査

への応答義務が課されている。このため、当該情報は滞納者との関係においては秘密ではないと考えられ、地方税法第 22 条に定める守秘義務に関し、地方税と国民健康保険料を一元的に徴収するため、滞納者の財産情報を利用することについては差し支えない。保育所保育料など、地方税の滞納処分の例によると規定されているものについても同様と考えられるので、参考としていただきたい。

3 地方税の電子化の推進

地方税の申告手続等の電子化については、納税者の利便性向上、地方税務行政の高度化及び効率化のためにも、早急な取組が求められている。

政府においては、電子政府の実現に向け推進を図っているところであり、平成 18 年 1 月の「IT 新改革戦略」（IT 戦略本部決定）においては、「利便性・サービス向上が実感できる電子行政（電子政府・電子自治体）を実現し、国・地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率を 2010 年度までに 50%以上とする」とされている。また、これを受け、総務省では 18 年 7 月に「電子自治体オンライン利用促進指針」を策定し、その中において、地方税申告手続は、住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる「オンライン利用促進対象手続き」として位置づけられたところである。

地方税の申告手続の電子化については、(社)地方税電子化協議会により地方税ポータルシステム（eLTAX：<http://www.eltax.jp/>）が運営されており、既に全ての都道府県及び政令指定都市、一部の一般市町村において法人事業税、法人住民税、固定資産税（償却資産）について運用が開始されているところである。

eLTAX の更なる利用促進に向けては、市町村の参加拡大、対象税目や手続の拡大、利用手続の簡便化等の措置を講じていくことが重要である。

対象税目等の拡大については、現在、(社)地方税電子化協議会において eLTAX の 2 次開発（個人住民税に係る給与支払報告書等）が検討されているところである。また利用手続の簡便化等の観点から、「地方税の電子申告に係る電子署名の簡素化について」（平成 19 年 1 月 29 日付け総税企第 15 号）で通知したとおり、本年 4 月より税理士が申告書を代理送信する場合は納税者本人の電子署名は省略可能となる。

こうした状況を踏まえ、各団体におかれては、今後とも、管轄税務署、税理士会等、地域における関係機関と連携しつつ、地方税の申告手続等に係るオンライン利用促進を計画的・積極的に図っていただきたい。

各道府県総務部長
東京都総務局長 殿
東京都主税局長

総務省地域力創造グループ地域政策課長
総務省自治税務局市町村税課長
(公 印 省 略)

生活困窮者対策等における税務情報の活用について

生活困窮者対策等の推進については、各地方団体において様々な取り組みが進められているところですが、本人の同意を前提に個人住民税の納付状況など地方税の賦課徴収に関する個人情報（以下「税務情報」という。）を活用し、関連部署や、地方団体と連携している弁護士等との間で情報共有を行うことにより、成果を上げている地方団体も見られるところです。こうした取り組みは、社会的に孤立し生活困難に陥っている方等への対策を推進する上で意義のあるものと考えられます。

ついては、こうした取り組みを進める際の税務情報の取扱いについて留意すべき点を下記のとおり整理しましたので、お知らせします。

貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨をご連絡いただくようお願い申し上げます。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

- 1 税務情報を生活困窮者対策等の施策に活用するため、本人の同意を前提に当該施策の担当課等に提供する場合は、本人の同意を得られているか、当該施策の実施に必要な範囲での提供であるかどうかを確認するなど、地方税法第22条及び地方公務員法第34条により守秘義務が課せられていることを留意の上、対応することが適切と考えられること。

- 2 税務情報を生活困窮者対策等の施策に活用するため、本人の同意を前提に当該施策の担当課等に提供する場合に、いかなる方法により本人の同意を確認するか、当該税務情報を適正に取り扱うために必要な措置を税務情報の提供先に求めるかどうか等については、各地方団体の個人情報保護条例に基づき判断すべきものであること。
- 3 上記を踏まえ、税務情報を生活困窮者対策等の施策に活用するため、本人の同意を得る際には、例えば、本人に対して、別添の同意書の提出を求めることが考えられること。また、本人が予期しない税務情報の目的外利用・提供によって、本人に不安・懸念を生じさせることがないように、目的外利用・提供の内容を同意書に明記するとともに、本人に対して、十分な説明を行うことが適切であると考えられること。

担当 市町村税課
水野住民税企画専門官
黒川住民税第一係長
TEL 03-5253-5669

(別添：同意書の例)

〇〇〇 市長様

税務情報の取り扱いに関する同意書

年 月 日

住所

氏名

私は、下記の目的に限り、〇〇〇市が保有する私の税務情報を、〇〇課など下記の目的に関する市の部署において利用すること及び下記の目的について市と連携して事業を行う弁護士、司法書士、社会福祉協議会等の市以外の者に提供することに同意します。

記

【例】

- 1 多重債務の解消
- 2 生活困窮状態の解消と生活の再建
- 3 〇〇〇市に対する税、使用料、手数料等の滞納の解消

・
・
・

〒

東京都

〇〇 〇〇 殿 (番号)

平成 26 年 11 月 日

ご 連 絡

〇〇 〇〇 殿

〒

東京都

通知人 東京都立 病院

院 長

東京都千代田区神田小川町 2 丁目 1 番 13 号
中村ビル 5 階

マイスタット法律事務所

弁護士 須 田 徹

電話：03-3518-8456

ファックス：03-3518-8406

当職は、東京都立●●病院の代理人です。

当職は、貴殿に対し、平成 26 年 3 月 ● 日付督促状にて、都立●●病院の未払診療費
合計 円を同年 月 日までに支払うよう請求させて戴きましたが、これまで支払
いがないだけでなく、何らのご連絡もないため、事務処理上、大変困惑しております。

ついては、下記回答書に所要事項をご記入のうえ、平成 26 年 11 月 〇〇 日までに、
郵送（切手不要）もしくはファクス（03-3518-8406）にて、返送して戴き
ますようお願い致します。

回 答 書

(ファクス番号：０３－３５１８－８４０６)

ご記入日：平成２６年 月 日

お名前：_____

今回の都立 病院の診療費の請求について、該当するものにレ点を入れて下さい。

☐ 一括で支払う。

※こちらからご連絡しますので電話番号をお知らせ願います。

☐ 分割払いを希望する。

※こちらからご連絡しますので電話番号をお知らせ願います。

☐ 支払いをしばらく待って欲しい。

※こちらからご連絡しますので電話番号をお知らせ願います。

☐ 支払える状況にないので免除して欲しい。

※こちらからご連絡しますので電話番号をお知らせ願います。

☐ 支払うつもりはない。

※理由をご記入願います。

平成28年3月31日現在

平成19年度 生活一時資金貸付金 経過報告

受託件数	100 件	22,975,900 円
------	-------	--------------

		件数	金額(円)	%
①全額納付・一部納付		41	9,343,781	41%
②分納合意	分納合意	10	2,505,519	11%
	債務承認	2	80,000	0%
	小 計	12	2,585,519	11%
③債権放棄・その他	生活保護	1	60,000	0%
	破産	2	275,000	1%
	死亡	0	0	0%
	行方不明・その他	20	3,890,000	17%
	小 計	23	4,225,000	18%
④訴訟案件	完納（取下等）	1	3,752,238	16%
	判決	8	1,886,362	8%
	和解	10	377,000	2%
	取下げ	5	806,000	4%
	小 計	24	6,821,600	30%
⑤強制執行		0	0	0%
⑥交渉中		0	0	0%
合 計		100	22,975,900	100%
回収金額 ①+④完納		42	13,096,019	57%

平成28年3月31日現在

平成20年度 生活一時資金貸付金 経過報告

受託件数	200 件	83,435,600 円
------	-------	--------------

		件数	金額(円)	%
①全額納付・一部納付		54	23,162,812	28%
②分納合意	分納合意	17	4,256,349	5%
	債務承認	1	367,000	0%
	小 計	18	4,623,349	6%
③債権放棄・その他	生活保護	1	500,000	1%
	破産	0	0	0%
	死亡	1	490,000	1%
	行方不明・その他	10	3,847,439	5%
	小 計	12	4,837,439	6%
④訴訟案件	完納（取下等）	1	25,123,088	30%
	判決	61	16,137,517	19%
	和解	38	4,777,437	6%
	取下げ	16	4,773,958	6%
	小 計	116	50,812,000	61%
⑤強制執行		0	0	0%
⑥交渉中		0	0	0%
合 計		200	83,435,600	100%
回収金額 ①+④完納		55	48,285,900	58%

平成28年3月31日現在

平成21年度 生活一時資金貸付金 経過報告

受託件数	1,000 件	230,644,367 円
------	---------	---------------

		件数	金額(円)	%
①全額納付・一部納付		347	80,146,921	35%
②分納合意	分納合意	71	8,827,071	4%
	債務承認	0	0	0%
	小 計	71	8,827,071	4%
③債権放棄・その他	生活保護	17	3,202,140	1%
	破産	6	1,539,035	1%
	死亡	5	1,190,000	1%
	行方不明・その他	9	2,191,000	1%
	小 計	37	8,122,175	4%
④訴訟案件	完納（取下等）	24	79,082,055	34%
	判決	299	44,748,725	19%
	和解	198	6,221,983	3%
	取下げ	24	3,495,437	2%
	小 計	545	133,548,200	58%
⑤強制執行		0	0	0%
⑥交渉中		0	0	0%
合 計		1,000	230,644,367	100%
回収金額 ①+④完納		371	159,228,976	69%

平成28年3月31日現在

平成22年度 生活一時資金貸付金 経過報告

受託件数	1,004 件	237,239,330 円
------	---------	---------------

		件数	金額(円)	%
①全額納付・一部納付		341	78,329,219	33%
②分納合意	分納合意	63	7,737,787	3%
	債務承認	0	0	0%
	小 計	63	7,737,787	3%
③債権放棄・その他	生活保護	14	3,199,200	1%
	破産	6	1,915,500	1%
	死亡	7	1,511,500	1%
	行方不明・その他	20	2,996,424	1%
	小 計	47	9,622,624	4%
④訴訟案件	完納（取下等）	31	87,149,202	37%
	判決	242	35,551,292	15%
	和解	235	9,423,942	4%
	取下げ	43	9,425,264	4%
	小 計	551	141,549,700	60%
⑤強制執行		2	0	0%
⑥交渉中		0	0	0%
合 計		1,004	237,239,330	100%
回収金額 ①+④完納		372	165,478,421	70%

平成28年3月31日現在

平成23年度 生活一時資金貸付金 経過報告

受託件数	706 件	148,163,007 円
------	-------	---------------

		件数	金額(円)	%
①全額納付・一部納付		217	38,575,965	26%
②分納合意	分納合意	52	6,338,747	4%
	債務承認	1	500,000	0%
	小 計	53	6,838,747	5%
③債権放棄・その他	生活保護	10	1,513,000	1%
	破産	4	752,000	1%
	死亡	1	220,000	0%
	行方不明・その他	6	1,006,000	1%
	小 計	21	3,491,000	2%
④訴訟案件	完納（取下等）	20	65,027,509	44%
	判決	171	25,120,610	17%
	和解	205	6,379,642	4%
	取下げ	18	2,729,534	2%
	小 計	414	99,257,295	67%
⑤強制執行		1	0	0%
⑥交渉中		0	0	0%
合 計		706	148,163,007	100%
回収金額 ①+④完納		237	103,603,474	70%

平成28年3月31日現在

平成24年度 生活一時資金貸付金 経過報告

受託件数	204 件	42,860,988 円
------	-------	--------------

		件数	金額(円)	%
①全額納付・一部納付		64	12,845,500	30%
②分納合意	分納合意	25	2,419,900	6%
	債務承認	0	0	0%
	小 計	25	2,419,900	6%
③債権放棄・その他	生活保護	1	240,000	1%
	破産	0	0	0%
	死亡	0	0	0%
	行方不明・その他	0	0	0%
	小 計	1	240,000	1%
④訴訟案件	完納（取下等）	11	13,786,433	32%
	判決	51	9,579,083	22%
	和解	46	2,855,472	7%
	取下げ	5	1,134,600	3%
	小 計	113	27,355,588	64%
⑤強制執行		1	0	0%
⑥交渉中		0	0	0%
合 計		204	42,860,988	100%
回収金額 ①+④完納		75	26,631,933	62%

平成28年3月31日現在

平成25年度 生活一時資金貸付金 経過報告

受託件数	140 件	28,597,000 円
------	-------	--------------

		件数	金額(円)	%
①全額納付・一部納付		23	5,017,111	18%
②分納合意	分納合意	22	1,895,589	7%
	債務承認	0	0	0%
	小 計	22	1,895,589	7%
③債権放棄・その他	生活保護	1	236,000	1%
	破産	0	0	0%
	死亡	0	0	0%
	行方不明・その他	0	0	0%
	小 計	1	236,000	1%
④訴訟案件	完納（取下等）	6	11,033,477	39%
	判決	34	6,220,302	22%
	和解	53	4,001,521	14%
	取下げ	1	193,000	1%
	小 計	94	21,448,300	75%
⑤強制執行		0	0	0%
⑥交渉中		0	0	0%
合 計		140	28,597,000	100%
回収金額 ①+④完納		29	16,050,588	56%

平成28年3月31日現在

平成26年度 生活一時資金貸付金 経過報告

受託件数	103 件	18,843,177 円
------	-------	--------------

		件数	金額(円)	%
①全額納付・一部納付		24	4,991,500	26%
②分納合意	分納合意	20	1,708,400	9%
	債務承認	0	0	0%
	小 計	20	1,708,400	9%
③債権放棄・その他	生活保護	3	307,000	2%
	破産	0	0	0%
	死亡	0	0	0%
	行方不明・その他	1	246,000	1%
	小 計	4	553,000	3%
④訴訟案件	完納（取下等）	4	4,411,045	23%
	判決	26	4,384,725	23%
	和解	21	1,661,207	9%
	取下げ	0	0	0%
	小 計	51	10,456,977	55%
⑤強制執行		1	430,000	2%
⑥交渉中		3	703,300	4%
合 計		103	18,843,177	100%
回収金額 ①＋④完納		28	9,402,545	50%

平成28年3月31日現在

平成27年度 生活一時資金貸付金 経過報告

受託件数	294 件	49,158,280 円
------	-------	--------------

		件数	金額(円)	%
①全額納付・一部納付		31	4,486,674	9%
②分納合意	分納合意	29	4,434,500	9%
	債務承認	0	0	0%
	小 計	29	4,434,500	9%
③債権放棄・その他	生活保護	0	0	0%
	破産	0	0	0%
	死亡	1	230,000	0%
	行方不明・その他	1	278,000	1%
	小 計	2	508,000	1%
④訴訟案件	完納（取下等）	28	4,969,556	10%
	判決	35	6,787,600	14%
	和解	79	10,033,750	20%
	取下げ	5	1,026,000	2%
	小 計	147	22,816,906	46%
⑤強制執行		0	0	0%
⑥交渉中		85	16,912,200	34%
合 計		294	49,158,280	100%
回収金額 ①+④完納		59	9,456,230	19%

平成28年3月31日現在

累計 生活一時資金貸付金 経過報告

受託件数	3,751 件	861,917,649 円
------	---------	---------------

		件数	金額(円)	%
①全額納付・一部納付		1,030	256,899,483	30%
②分納合意	分納合意	422	40,123,862	5%
	債務承認	4	947,000	0%
	小 計	426	41,070,862	5%
③債権放棄・その他	生活保護	48	9,257,340	1%
	破産	18	4,481,535	1%
	死亡	15	3,641,500	0%
	行方不明・その他	67	14,454,863	2%
	小 計	148	31,835,238	4%
④訴訟案件	完納（取下等）	126	294,334,603	34%
	判決	927	150,416,216	17%
	和解	885	45,731,954	5%
	取下げ	117	23,583,793	3%
	小 計	2055	514,066,566	60%
⑤強制執行		5	430,000	0%
⑥交渉中		87	17,615,500	2%
合 計		3,751	861,917,649	100%
回収金額 ①+④完納		1,156	551,234,086	64%

生活一時資金における経費の実績

	件数	着手金	実費	計
19年度	100	1,050,000	325,240	1,375,240
20年度	200	5,250,000	1,546,809	6,796,809
21年度	1,000	36,750,000	5,962,670	42,712,670
22年度	1,002	36,750,000	5,599,452	42,349,452
23年度	705	25,725,000	6,567,868	32,292,868
24年度	203	7,350,000	1,234,824	8,584,824
25年度	139	5,071,500	997,431	6,068,931
26年度	101	3,817,800	1,233,431	5,051,231
27年度	294	11,113,200	2,013,340	13,126,540
計	3,744	132,877,500	25,481,065	134,111,863

江戸川区生活一時貸付金／強制執行実績

	支払い約束	動産	預金	給料	財開	合計	差押済額	任意支払約束	成果
H23年度	0	12	72	9	25	118	1,687,008	8,035,638	9,722,646
H24年度	0	0	228	44	120	392	7,005,375	28,864,942	35,870,317
H25年度	103	2	339	67	121	529	15,626,252	63,511,997	79,138,249
H26年度	77	6	185	77	59	327	18,703,191	41,093,739	59,796,930
H27年度	1	3	87	72	9	171	15,826,629	6,307,874	22,134,503
累計	181	23	911	269	334	1,537	58,848,455	147,814,190	206,662,645

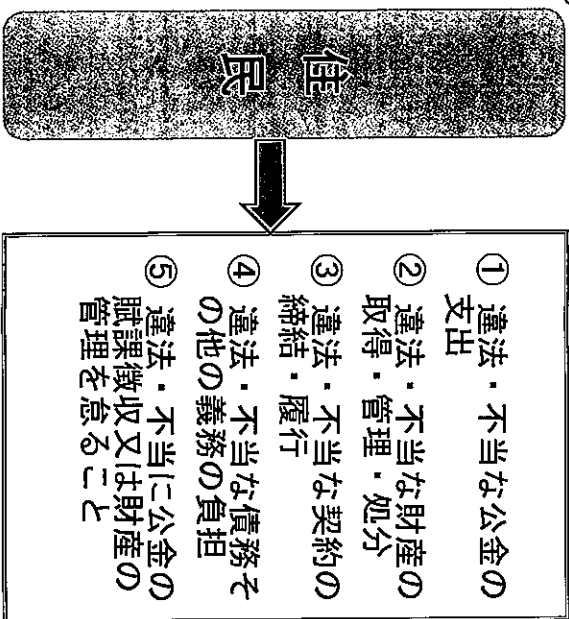
平成28年3月31日現在

*支払い約束とは、強制執行前に最後通牒を債務者に送ったところ、債務者がそれに反応して分割払いの約束ができたもの。

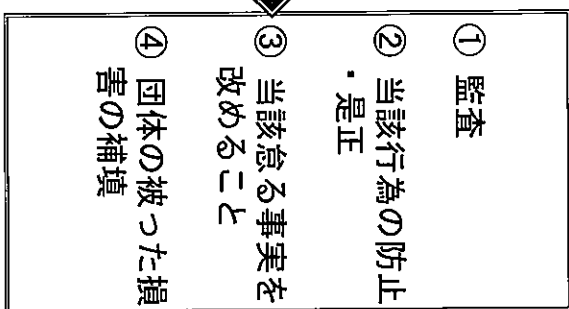
*任意支払約束とは、強制執行着手後に債務者との間で分割払いの約束ができたものや給与差押えにより将来入金となる予定のもの。

住民監査請求制度、住民訴訟制度及び会計職員等の賠償責任

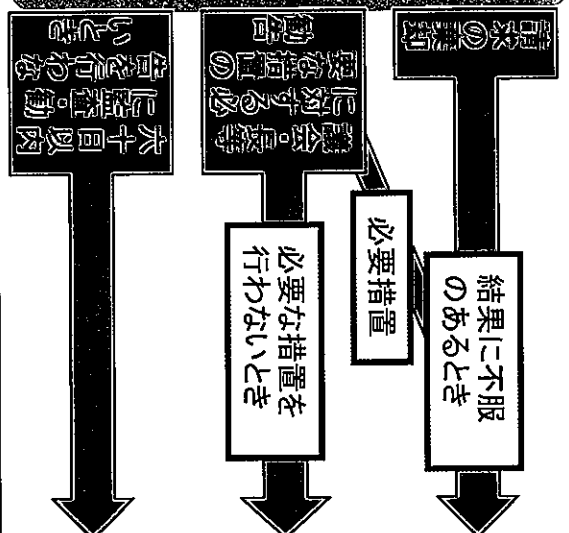
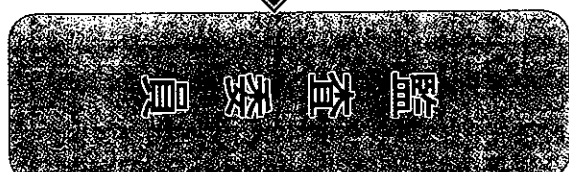
住民監査請求



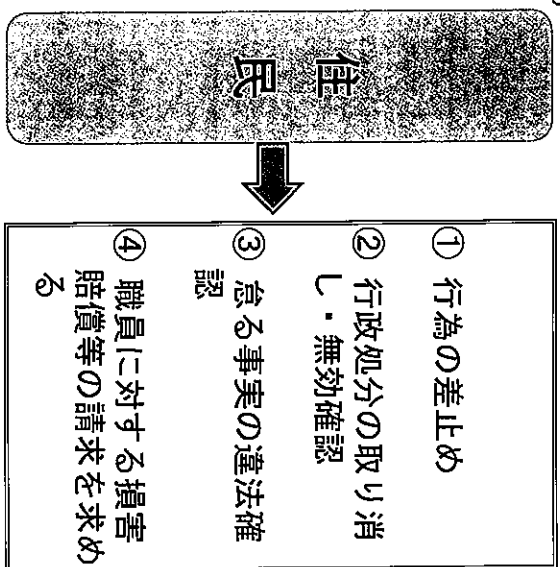
あると認めるとき



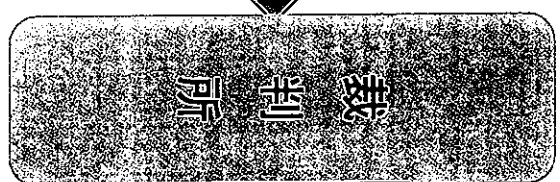
請求



住民訴訟



請求



判決

会計職員等の賠償責任



賠償命令の対象となる者

賠償命令がなされる場合



賠償責任及び賠償額の決定



賠償命令

住民訴訟制度の概要①

1 住民訴訟の目的

地方公共団体の職員による違法な行為等により地方公共団体の住民として損失を被ることを防止するために、住民全体の利益を確保する見地から、職員の違法な行為等の予防、是正を図ることを本来の目的とする制度

(参考) 最高裁昭和53年3月30日第一小法廷判決(民集32巻2号485頁)

住民訴訟は、普通地方公共団体の執行機関又は職員による地方自治法242条1項所定の財務会計上の違法な行為又は怠る事実が究極的には当該地方公共団体の構成員である住民全体の利益を害するものであるところから、これを防止するため、地方自治の主旨に基づく住民参政の一環として、住民に対しその予防又は是正を裁判所に請求する権能を与え、もって地方財務行政の適正な運営を確保することを目的としたものであって、執行機関又は職員の財務会計上の行為又は怠る事実の適否ないしその是正の要否について地方公共団体の判断と住民の判断とが相反し対立する場合に、住民が自らの手により違法の防止又は是正をはかることができる点に、制度の本来の意義がある。

2 住民訴訟を行うことができる者(地方自治法 § 242の2①)

住民監査請求を行った当該地方公共団体の住民(法人を含む。)

3 住民訴訟を行うことができる場合(地方自治法 § 242の2①)

住民が住民監査請求を行った場合において、以下に該当するときに、訴訟を提起することができる。(監査請求前置主義)

- ① 監査委員の監査の結果・勧告、勧告に基づいて長等が講じた措置に不服があるとき
- ② 監査委員が監査・勧告を60日以内に行わないとき
- ③ 監査委員の勧告に基づいた必要な措置を長等が講じないとき

4 住民訴訟を提起することができる期間(地方自治法 § 242の2②)

住民訴訟を提起できる場合に依りて、それぞれ一定の日から30日以内に訴訟を提起しなければならない。

住民訴訟制度の概要②

5 住民訴訟における請求の内容(地方自治法 § 242の2①)

違法な行為又は怠る事実(不当な行為又は怠る事実に係るものは対象外)について、以下のとおりの請求ができる。

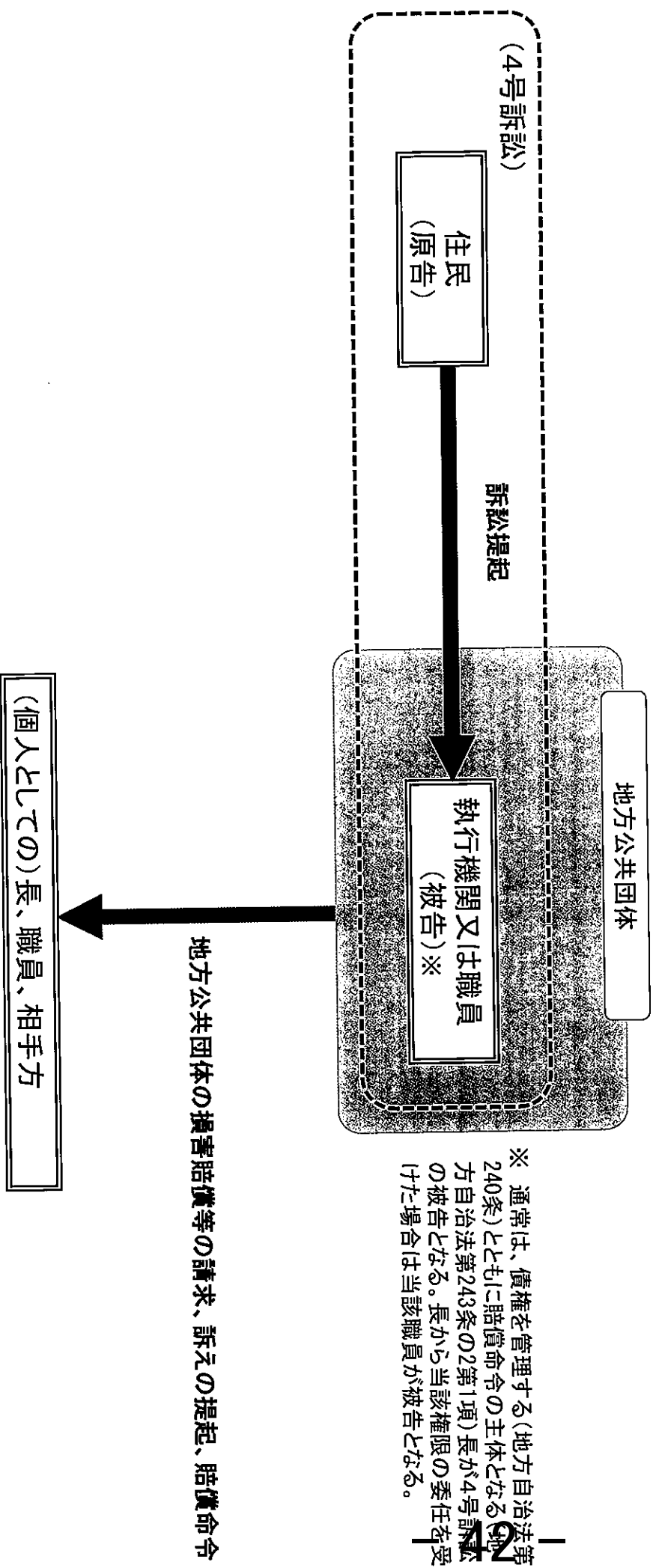
	被告	請求内容	判決主文の例
1号訴訟	執行機関又は職員(※1)	財務会計上の行為の全部又は一部の差止め の請求	被告(執行機関等)は、●●事業に関し、公金を支出してはならない。 ●●市長(処分行政庁)が●●に対し平成○年○月○日付けでした●●処分を取り消す。
2号訴訟	地方公共団体	行政処分たる財務会計上の行為の取消し 又は無効確認の請求	被告(執行機関等)が、別紙物件目録記載の土地につき、●●に対し、同土地上の●●の収去を請求することを怠る事実が違法であることを確認する。
3号訴訟	執行機関又は職員(※1)	怠る事実の違法確認の請求	●●被告(執行機関等)は、●●(職員等個人)に対し、○○円及びこれに対する平成○年○月○日から支払済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。
4号訴訟	執行機関又は職員(※2)	①「当該職員」(※3)又は「当該行為若しくは怠る事実に係る相手方」(※4)に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを求める請求 ②ただし、「当該職員」又は「相手方」が法第243条の2の規定による賠償命令の相手方となる者である場合にあっては、賠償の命令を求める請求	●●被告(執行機関等)は、●●(会計職員等個人)に対し、○○円及びこれに対する平成○年○月○日から支払済みまで年5分の割合に金員の賠償の命令をせよ。

- ※1 1号訴訟・3号訴訟において被告となるべき「執行機関又は職員」とは、当該財務会計行為又は怠る事実に係る権限を有する執行機関又は職員を指す。
- ※2 4号訴訟において被告となるべき「執行機関又は職員」とは、通常、行使を求められている債権を管理するとともに、賠償命令の主体となる執行機関としての長又は当該権限の委任を受けた職員が該当する。
- ※3 地方自治法 § 242の2④Ⅳにいう「当該職員」とは、当該訴訟において問題とされている財務会計上の行為を行う権限を法令上本来的に有するとされている者及びその者から権限の委任を受けるなどして権限を有するに至った者を指す(最高裁昭和62年4月10日判決)。
- ※4 地方自治法 § 242の2④Ⅳにいう「当該行為若しくは怠る事実に係る相手方」とは、当該訴訟の原告により訴訟の目的である地方公共団体が有する実体法上の請求権を履行する義務があると主張されている者を指す(最高裁昭和53年6月23日判決)。

住民訴訟制度の概要③

【4号訴訟】

- 住民訴訟のうち、いわゆる4号訴訟は、住民が、違法な財務会計上の行為又は怠る事実について、当該職員又はその相手方に損害賠償・不当利得返還の請求をすること又は賠償命令をすることを当該地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める訴訟とされている（地方自治法第242条の2第1項第4号）。



住民訴訟制度の概要④

6 住民訴訟の判決

○ 判決の効力

既判力:「主文に包含するもの」について生じる(民事訴訟法 § 114①の準用)

拘束力:請求認容判決について生じる(行政事件訴訟法 § 33①の準用)

形成力:2号訴訟における取消判決等について生じる

○ 4号訴訟の判決後の手続

① 損害賠償又は不当利得返還の請求を命ずる判決が確定した場合(地方自治法 § 242の3①、②)
長は、当該判決が確定した日から60日以内の日を期限として、損害賠償金又は不当利得の返還金の支払を請求しなければならぬ。

当該判決が確定した日から60日以内に損害賠償金又は不当利得の返還金が支払われないときは、普通地方公共団体は、当該損害賠償又は不当利得返還の請求を目的とする訴訟を提起しなければならない。

② 賠償の命令を命ずる判決が確定した場合(地方自治法 § 243の2④、⑤)

長は、当該判決が確定した日から60日以内の日を期限として、賠償を命じなければならない。

当該判決が確定した日から60日以内に当該賠償の命令に係る損害賠償金が支払われないときは、普通地方公共団体は、当該損害賠償の請求を目的とする訴訟を提起しなければならない。

43

7 その他

○ 管轄(地方自治法 § 242の2⑤)

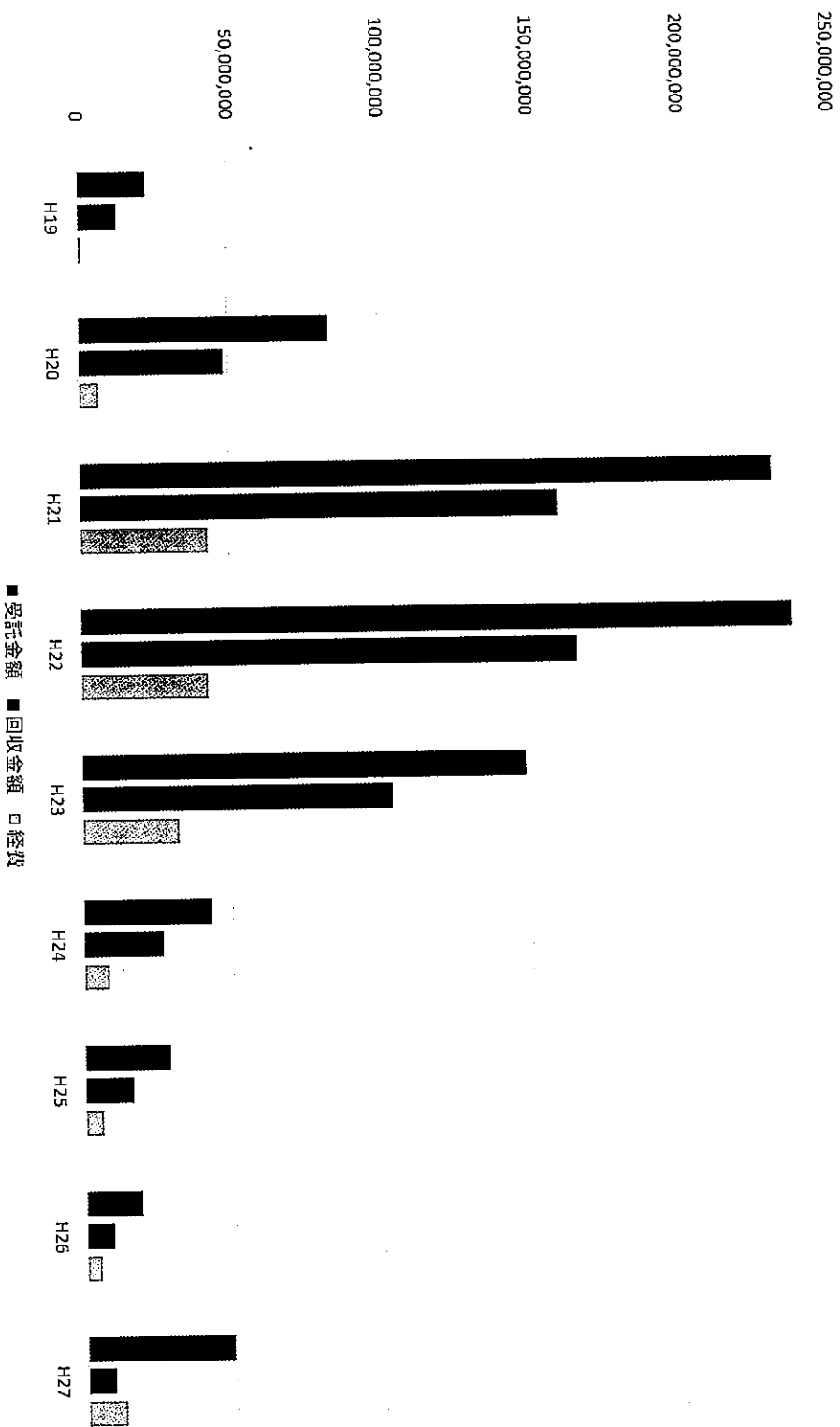
地方公共団体の事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

○ 弁護士費用(地方自治法 § 242の2⑫)

原告が勝訴(一部勝訴を含む。)した場合において、弁護士に報酬を支払うべきときは、原告は、弁護士報酬額の範囲内で相当と認められる額を地方公共団体に請求することができる。

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
受託金額	22,975,900	83,435,600	230,644,367	237,239,330	148,163,007	42,860,988	28,597,000	18,843,177	49,158,280
回収金額	13,096,019	48,285,900	159,228,976	165,478,421	103,603,474	26,631,933	16,050,588	9,402,545	9,456,230
経費	1,375,240	6,796,809	42,712,670	42,349,452	32,292,868	8,584,824	6,068,931	5,051,231	13,126,540

江戸川区生活一時貸付金
回収額と経費の実績



練馬区／平成22年・23年度・24年度 強制執行収支一覧(応急小口資金貸付金)

貸付番号	氏 名	依頼名義	事件 番号	種別	実施日	結 果	納付元金	納付遅滞金	支出額計	委任費用	執行交代	送達印刷代	執行費用		
1	2012694	A	借	判決書	平成22年(執ノ)第〇〇号	郵送	2010/12/21	執行不能/月2万円	390,000	61,268	36,750	300	150	24,068	
2	2014680	B	連	判決書	平成22年(執ノ)第〇〇号	郵送	2010/12/7	執行不能/債権放棄	—	41,926	36,750	300	150	4,726	
3	2013638	C	借	判決書	平成22年(執ノ)第〇〇号	郵送	2011/1/21	執行不能/債権放棄	—	70,368	36,750	300	150	33,168	
4	2012016	D	借	判決書	平成22年(執ノ)第〇〇号	郵送	2010/12/24	執行不能/債権放棄	—	42,222	36,750	300	150	5,022	
5	2012218	E	借	判決書	平成22年(執ノ)第〇〇号	債権	23年1月10日	執行不能/債権放棄	400,000	319,610	36,750	300	150	9,300	
6	2016661	F	借	和解調停	平成23年(執ノ)第〇〇号	債権	23年4月10日	執行不能/債権放棄	185,000	94,484	0	300	150	9,300	
7	2017642	G	借	和解調停	平成23年(執ノ)第〇〇号	債権	23年6月10日	執行不能/債権放棄	120,000	83,462	0	300	150	8,460	
8	2010029	H	借	和解調停	平成23年(執ノ)第〇〇号	郵送	2011/5/16	執行不能/債権放棄	60,000	29,666	0	300	150	29,216	
9	2011457	I	借	和解調停	平成23年(執ノ)第〇〇号	郵送	2011/4/25	執行不能/月2万円	200,000	5,842	0	300	150	5,392	
10	2016681	J	借	和解調停	平成23年(執ノ)第〇〇号	郵送	2011/5/16	執行不能/月5万円	160,000	20,110	0	300	150	19,660	
11	2014687	K	借	和解調停	平成23年(執ノ)第〇〇号	債権	23年6月10日	執行不能/月5万円	80,000	9,750	0	300	150	9,300	
					23年9月まで	債権	23年9月1日	執行不能	20,000	5,250	0	300	150	4,800	
12	2011307	L	借	判決書	平成23年(執ノ)第〇〇号	郵送	2011/8/30	執行不能	0	5,916	0	300	150	5,466	
13	2018634	M	借	判決書	平成23年(執ノ)第〇〇号	郵送	2011/9/6	執行不能/月5万円	0	37,972	0	300	150	28,222	
2					平成23年(執ノ)第〇〇号	郵送	2011/9/22	執行不能	—	37,972	0	300	150	9,300	
14	2018248	N	借	判決書	平成23年(執ノ)第〇〇号	債権	24年2月10日	執行不能	120,000						
2					平成23年(執ノ)第〇〇号	債権	24年2月10日	執行不能	—						
年度					平成23年(執ノ)第〇〇号	郵送	2011/12/6	執行不能	—	20,686	0	300	150	20,236	
年度					平成23年(執ノ)第〇〇号	郵送	2011/12/26	執行不能	25,000	30,258	0	300	150	29,808	
年度					平成23年(執ノ)第〇〇号	債権	24年7月10日	執行不能	70,000						
年度					平成23年(執ノ)第〇〇号	郵送	2012/6/24	執行不能/月8万円							
2	19	2018434	R	借	判決書	郵送	2012/6/24	執行不能		6,084	0	300	150	5,614	
3	20	2015658	S	借	判決書	郵送	2012/4/9	執行不能		18,630	0	300	150	18,180	
年度					平成24年(執ノ)第〇〇号	郵送	2012/4/20	執行不能		5,842	0	300	150	5,392	
年度					平成24年(執ノ)第〇〇号	郵送	2012/4/9	執行不能							
年度					平成24年(執ノ)第〇〇号	郵送	2012/7/12	執行不能							
年度					平成24年(執ノ)第〇〇号	郵送	2012/5/16	執行不能	1,930,000	497,546	450	0	300	150	284,630
年度					平成24年(執ノ)第〇〇号	郵送	2012/5/16	執行不能		477,380	183,750	6,000	3,000		
計									1,950,166						

収支計

収支計

完済および欠出で終了

納付元金および納付延滞金は、強制執行後からの支払額